平成２４年（フ）第２４号
京都府与謝郡与謝野町字加悦636番地12
債務者　山本　令子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２７号
京都府与謝郡与謝野町字下山田391番地３
債務者　小巻　信之
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２８号
京都府与謝郡与謝野町字下山田391番地３
債務者　小巻たけ美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２９号
京都府与謝郡与謝野町下山田391番地３
債務者　小巻真由美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３０２号
兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目６番19号
債務者　**糸**野　純二
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市網干区宮内117番地３
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０９号
兵庫県姫路市東山1437番地　ガーデンハイツ御膳屋敷103号
債務者　中田　一博
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５号
山口市後河原168番地２　パナハイツ202号
債務者　長田　信夫
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
山口市湯田温泉４丁目２番25―301号
債務者　島田　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福岡県田川郡香春町大字採銅所4053番地１
県営須川住宅11号
債務者　大畑　輝豊
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６５号
福岡県田川市大字糒2323番地
債務者　宮原真由美（旧姓岡下）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県田川市大字位登84番地
債務者　中村　育子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１９３号
長崎県長崎市花丘町１番24―409号、旧住所長崎市三原１丁目７番24号サンシャイン佐々木201号
債務者　**糞**田　ゆり
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
長崎県長崎市浜口町12番13号　松下ビル203号室、旧住所長崎県長崎市坂本２丁目11番17号
債務者　中原セツ子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
長崎県長崎市上小島３丁目14番11号　上小島ガーデンハイツ201号
債務者　中野　英男
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
北海道小樽市入船４丁目15番15号　相沢ＡＰ
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市双葉町３丁目16番16号
債務者　板垣　圭子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部